

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）の規定に基づく保護変更決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人の母（請求人世帯の世帯主。以下「母」といい、当該世帯を「請求人世帯」という。）に対して、令和6年3月28日付けの保護変更決定通知書（以下「本件処分通知書」という。）により行った保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

### 第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、本件処分が違法又は不当であるから取消しを免れないとしている。

理由付記の趣旨は、処分庁の判断の慎重、合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を処分の相手方に知らせることで不服申立ての便宜を図り、処分の相手方において十分な不服理由を主張することができるようにすることにある。

本件処分においては、処分理由は「基準改定」としか書かれておらず、これでは、どの基準がどのように改定され、審査請求人等にどのような影響を与えるのか全く不明である。変更処分を争う場合、何について主張すべきか審査請求人には不明であり、本審査請求において十分な不服理由を主張することができない。また、保護変更とした本件処分の判断に際して、処分行政庁がどのような根拠に基づいたのか、考慮すべき要素を十分に考慮したものであるか否か等が全く不明であり、処分行政庁が根拠も合理性もない恣意的な判断をした疑いが残る。

したがって、本件処分には、理由不備の違法がある。

#### 第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

#### 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和7年 6月13日	諮問
令和7年 7月28日	審議（第102回第2部会）
令和7年 8月22日	審議（第103回第2部会）

#### 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

##### 1 法令等の定め

##### (1) 保護の補足性と保護基準

法4条1項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとしている。

法8条1項は、保護は、生活保護法による保護の基準（昭和38年4月1日厚生省告示第158号。以下「保護基準」という。）により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとし、保護費の額の算定は、保護基準によって、法11条1項各号に掲げられている保護の種類（生活扶助、住宅扶助等）ごとに定められたところに従い、要保護者各々について具体的に決定されるものである。

法11条1項は、保護の種類として、1号に生活扶助を、3号に住宅扶助を掲げている。

##### (2) 冬季加算

冬季加算は、冬季における光熱費等の増加需要に対応するものとして、生活扶助基準に上乘せして支給するものである。保護基準において、地区別に加算期間及び額が定められており、請求人世帯の居住す

る〇〇区では、3人世帯の場合、11月から3月までの期間において、1月当たり4,240円の冬季加算額を計上することとされている（別表第1・第1章・1・(1)・ア・(ア)・第2類・VI区。なお、東京都は、同・(2)・イにおいて、「VI区」とされている。）。

また、地方自治法245条の9第1項及び3項の規定に基づく法の処理基準である「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日付社発第246号厚生省社会局長通知）は、傷病、障害等による療養のため外出が著しく困難であり、常時在宅せざるを得ない者が世帯員にいる場合で保護基準別表第1・第1章・1・(1)に規定する地区別冬季加算額によりがたいときは、当該加算額に1.3を乗じて得た額（10円未満の端数切上げ）の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を設定して差しつかえないとしている（第7・2・(1)・ア）。

## 2 本件処分についての検討

以上を本件処分についてみると、保護基準によると、〇〇区に居住する請求人世帯に係る冬季加算（当該加算額に1.3を乗じて得た額）は5,520円であり、加算期間は11月から3月までとされているところ（1・(2)）、本件処分は、令和6年4月以降、当該加算を含む前回処分による保護費から、「冬季加算削除」を理由に当該加算を削除するというものであり、上記の法令等の定めに則ってなされたものと認められる。

以上によれば、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

## 3 請求人の主張についての検討

請求人は、第3のとおり、本件処分通知書には、処分理由は基準改定によるとしか書かれておらず、処分庁がどのような根拠に基づいたのか、考慮すべき要素を十分に考慮したものであるか否か等が全く不明であり、処分庁が根拠も合理性もない恣意的な判断をした疑いが残るほか、保護費の支給額が正確か否か請求人には判断ができず、理由付記を求めた法の趣旨に反するなど主張する。

しかし、行政処分に理由付記が求められる趣旨は、処分庁の判断の恣意を抑制するとともに、処分の理由を名宛人に知らせて不服申立てに便宜を与えるものであると解されるところ（行政手続法14条1項についての最高裁判所平成23年6月7日判決参照）、本件処分は、保護基準に定める冬季加算をすべき期間が経過したことからこれを削

除するという、保護基準どおりの処分を行うものであり、保護変更の理由として「冬季加算の削除」との記載も認められることから、本件処分がいかなる理由からなされたものかは明らかであり、本件処分通知書と前回処分に係る保護変更決定通知書の最低生活費を見比べれば、本件処分による変更額が分かることから、被保護者による不服申立ての便宜を損なうものともいえない。

そして、本件審査請求は、本件処分を対象とするものであるところ、同処分は、保護基準のとおり、請求人の保護費について冬季加算額を削除するというものであり、処分理由として基準改定とのみ記載されたものではなく、本件処分が法令等に則ってなされたことは上記1に記載したとおりであるから、請求人の主張は、本件処分の取消理由とはならない。

#### 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

後藤真理子、筑紫圭一、中村知己